

一般社団法人全信工協会会費等に関する規程

令和 2 年 6 月 1 6 日
総 会 規 程 第 2 号

(総 則)

第 1 条 一般社団法人全信工協会定款第 7 条に規定する入会金及び会費については、この規程の定めるところによる。

(会 費)

第 2 条 会員は、定款第 45 条に規定する会計年度毎に、会費を納入しなければならない。

(会費基準)

第 3 条 定款第 7 条に規定する入会金及び会費の基準は、別表のとおりとし、会費は、一口以上とする。

(納入期限)

第 4 条 会費は、書面による請求に応じて原則として 5 月末までにこの法人の口座に振込むものとする。

(途中入会)

第 5 条 途中で入会した会員の入会金及び会費は、入会金については全額を、会費については入会月から年度末月の月数に相当する額を、請求書を受領した日から 14 日以内に納入しなければならない。

(細 則)

第 6 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 2 日から施行する。

(経過処置)

2 準会員は、平成 7 年度中に正会員又は賛助会員への変更手続きを行うものとし、令和 8 年度以降は、賛助会員に変更する。また、令和 7 年度中に準会員から正会員に変更した場合は、入会金及び会費の差額の請求は行わない。

(別 表)

会 費 基 準

一般社団法人全信工協会会費等に関する規程第3条に定める会費等の基準は、
次のとおりとする。

1 入 会 金

(1) 正 会 員 1 0 0 , 0 0 0 円

(2) 賛助会員 3 0 , 0 0 0 円

2 会 費 (一口あたり)

(1) 正 会 員 6 0 , 0 0 0 円

(2) 賛助会員 3 6 , 0 0 0 円